

バス運行補助金基準

国庫補助金

補助基準

- (1) 平成13年3月31日における複数市町村にまたがっていること。
- (2) キロ呈が10Km以上であること。
- (3) 輸送量が15～150人/日であること。
- (4) 運行回数が3便/日以上であること。
- (5) 収支比率が55%以上であること。
- (6) 旧鳥取市を起点に路線が設定されていること。

補助額

対象路線の赤字額に対して、国、県が1/2負担

国庫補助嵩上げ

補助基準

国庫補助金(5)が55%に満たない場合、県と市町村が負担することで、国庫補助基準を満たすこと。

補助額

不足分に対して、県、市町村が1/2負担

国庫補助補填

国庫補助金(3)が15人に満たない場合、県と市町村が負担することで、国庫補助基準を満たすこと。

補助額

不足分に対して、県、市町村が1/2負担

県広域補助金

補助基準

- (1) 平成18年9月30日における複数市町村にまたがり、かつ国庫補助対象外であること。
- (2) 平均乗車密度が2人以上であること。

補助額

対象路線の赤字額に対して、県、市町村が1/2負担。

県新交通体系補助金

補助基準

- (1) 平成18年9月30日現在で、旧広域バス路線維持費補助金の対象であった路線。(新鳥取市内で旧市町村をまたがる国庫補助対象外の路線)
- (2) 県広域補助金(1)該当で、平均乗車密度が2人未満のもの。

補助額

対象路線の赤字額に対して、県、市町村が1/2負担。ただし、県の補助額は、平成19年度は平成17年度の広域バス路線維持費補助金の路線ごとの交付額の7/8、平成20年度は同6/8が上限となり、差額分は市町村が負担。

鳥取市補助金

補助基準

(1) 始点と終点が旧市町村内で完結する路線

補助額

地域により補助率を設定

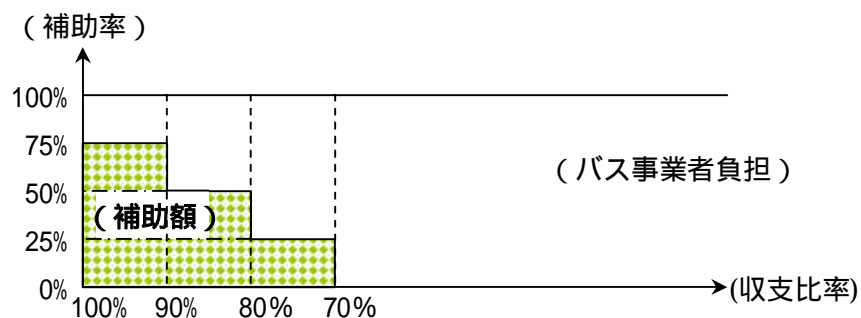
(A) 市街化区域内

(B) 市街化区域外

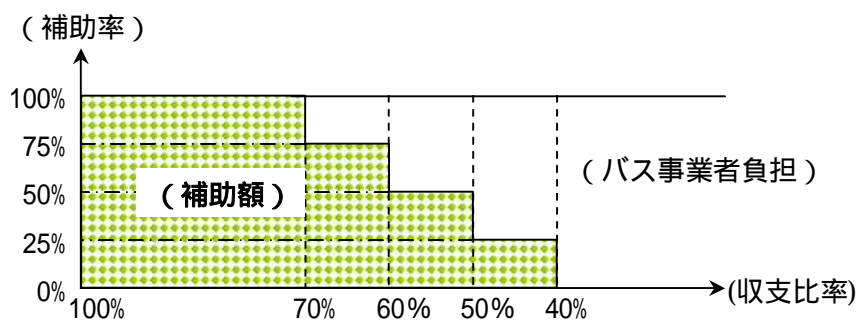
(C) 中山間地域

$$\text{補助金額} = \text{赤字額} \times \text{下図補助額面積}$$

(A) 市街化区域内



(B) 市街化区域外



(C) 中山間地域

